

産業廃棄物管理型最終処分場建設
(環境影響評価事後調査等(その2))業務委託
入札説明書

公益財団法人熊本県環境整備事業団

第1章 業務内容に関する事項

1 委託業務名

産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価事後調査等（その2））業務委託（以下、「本業務」という。）

2 委託者

公益財団法人熊本県環境整備事業団（以下、「事業団」という。）

3 業務目的

公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（以下、「エコアくまもと」という。）は、産業廃棄物の安定的な処理体制を構築したことにより、本県の優れた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与するため、公共関与による管理型最終処分場を整備したものである。

本業務は、平成24年5月に公告した「熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価書」等に基づき、環境影響評価事後調査及び周辺環境モニタリング等を委託する。

4 業務内容

（1）委託期間

契約締結日から平成32年（2020年）12月28日までとする。

（2）業務範囲

受託者が行う業務の範囲は以下のとおりとする。なお、具体的内容については仕様書に示す。

①計画準備

②打合せ協議

③地下水位観測（自記式水位計による連続観測。自記式水位計の購入、設置を含む。）

④河川流量観測（自記式水位計による連続観測及び断面法による1回／月の定期観測。自記式水位計の購入、設置及び補正作業を含む。）

⑤動物（ホタルの生育状況の目視調査）

⑥騒音・振動（敷地境界における騒音・振動の24時間測定及び搬入道路における騒音・振動・交通量の24時間測定）

⑦報告書の作成

第2章 入札に関する事項

1 参加資格等

(1) 参加資格

本業務の入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす企業とする。

- ①熊本県が定める「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」（平成18年熊本県告示第521号。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち、詳細業種が「環境アセスメント調査」に登録されている者であること。
- ②熊本県内に本店または支店（営業所）等を有すること（支店（営業所）等にあつては、入札及び熊本県との契約の締結権限の全てが委任されているものに限る。）
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法第18条または第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- ⑤ 熊本県において指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- ⑦ 廃棄物処理施設に関連した環境アセスメントの調査等の実績を有していること。

(2) 失格事由

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ②提出書類に虚偽の内容があった場合
- ③入札資格を満たさなくなった場合
- ④その他不正行為があったと認められた場合

2 参加資格の確認

本業務への入札を希望する者は、以下のとおり参加資格確認申請書を提出しなければならない。

(1) 提出時期

平成30年3月26日（月）から平成30年4月5日（木）まで（日曜日、土曜日を除く）の午前9時から午後5時45分まで。

(2) 提出場所

エコアくまもと管理棟 管理事務室
〒861-0821 玉名郡南関町下坂下4771-3

(3) 提出方法

持参もしくは郵送（配達証明）

(4) 提出書類

- ①競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- ②熊本県税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本で3ヶ月以内に発行されたもの）

3 入札等

(1) 入札書の提出時期

平成30年4月6日(金)午後1時30分まで。

(2) 入札書の提出場所

エコアくまもと管理棟 管理事務室

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 提出書類

入札書(別記様式2)

なお、委任による入札を行う場合は、入札書(別記様式3)及び委任状(別記様式4)とする。

(5) 開札

平成30年4月6日(金)午後1時30分から。

場所は、エコアくまもと管理棟 2階研修室とする。

(6) 入札回数

入札回数は、1回までとする。

(7) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(8) 契約保証金

契約保証金は、委託金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。

ただし、国債もしくは県債の提供または金融機関もしくは保証事業会社の保証を以て契約保証金の納付に変えることができる。

なお、契約保証金は、契約締結日までに契約保証金納入書(別記様式5)の提出と併せて納付する。

また、契約保証金の還付については、本業務の完了報告が終了し、契約保証金還付請求書(別紙様式6)を公益財団法人熊本県環境整備事業団に提出したときに還付する。

(9) 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 開札に立ち会う者

公益財団法人熊本県環境整備事業団事務局職員

(11) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 最低制限価格の有無

無

(13) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札に参加する資格を有しない者のした入札

②委任状を提出しない代理人のした入札

③記名押印を欠く入札

④金額を訂正した入札

⑤誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥明らかに連合と認められる入札

- ⑦同一事項の入札について他人の代理人を兼ねまたは2人以上の代理をした者の入札
 - ⑧二以上の意思表示をした入札
 - ⑨民法（明治29年法律第89号）第95条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - ⑩その他入札に関する条件に違反した入札
- （14）落札者からの契約締結の申出期限
平成30年4月13日（金）